

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の継続・安定的発展を確保し、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー(利害関係者)、並びに従業員の利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への具体的な登用目標は定めておりませんが、持続的な成長を確保する観点から、社員を国籍、性別、年齢等の属性にかかわらず、優秀な人材については積極的に採用及び管理職へ登用するという考え方のもとで、全ての社員に公正な評価及び登用の機会を設けております。当社は、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性について認識しており、今後も多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針については、検討を進めてまいります。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

気候変動が当社の事業活動や収益等に与える影響については、当社事業の性質上、直接的な影響は限定的であると考えており、TCFD又はそれと同等の枠組みに基づいた開示は行っておりませんが、今後必要なデータの収集と分析を行い、気候変動が当社事業に及ぼす影響に関する開示の質と量の充実を進めてまいります。

【補充原則4-2 客観性・透明性ある手続による報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定、中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

当社では取締役報酬の総額を株主総会で決定し、各取締役への配分は指名報酬委員会が諮問の上、取締役会で決定しています。今後、中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との適切な割合等については、検討を進めてまいります。

【補充原則4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社は現在、独立社外取締役3名を含め7名の取締役を選任しております。取締役として、経営全般や財務・会計、法務等についての高い見識を有している者を選任し、経営に多様な視点を取り入れております。取締役の知識・経験・専門性等については、招集通知等で開示しておりますが、スキル・マトリックスの策定を含め、今後検討を重ねてまいります。

【補充原則4-11 取締役会の実効性評価】

取締役会においては、法定事項のみならず、経営に関する重要な業務執行についての背景なども含め、各取締役から適宜説明を行うほか、必要に応じて質疑応答を踏まえ、オープンな議論が行われており、適法かつ適正な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行っております。取締役会での議論を通じ、その実効性は確保されていると評価しておりますが、取締役会の実効性の分析・評価の結果の開示については、今後、必要に応じて検討を進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、資本コストを踏まえた中期経営計画の策定・開示について検討を行っていますが、現時点ではAI事業の本格的な立ち上がりのタイミングと影響の不確実性を踏まえて、公表は行っておりません。東京証券取引所からの要請に対応すべく、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、具体的な内容の検討を進め、適切なタイミングでの対応を検討してまいりたいと思っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりませんが、今後、保有する場合には、投資先の持続的な成長と中長期的な株式価値向上の観点から、議決権の行使にあたっては議案ごとの賛否を適切に判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引に関する社内規程を定め、当社が当社役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会の決議手続を通じて取引条件の相当性を確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社の企業理念については、有価証券報告書、決算説明資料、当社のホームページを通じ開示しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書及び有価証券報告書に記載のとおりです。

各取締役の報酬額については、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会へ諮問の上、当社の業績及び本人の貢献度を鑑みて取締役会にて決定する旨を開示しております。

取締役の指名にあたっては、過去の経歴や保有するスキル及び実務経験等を勘案し、上場会社の取締役として相応しい人材かどうかについて指名・報酬委員会へ諮問の上、取締役会で協議し、候補者を指名しております。

監査役については、能力や経験等を勘案し、監査役会の同意を得て取締役会で決議し、候補者を指名しております。

取締役候補及び監査役候補の選任の説明については、株主総会招集通知の株主総会参考書類において、候補者の氏名、経歴、その選任理由等を記載しております。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令又は定款で定められた事項の他、取締役会規程で定めた経営に関する重要な事項に関する意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。業務執行に係るその他の意思決定については迅速性を考慮し、職務権限規程に基づき取締役兼上級執行役員及び上級執行役員等に対して委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 10 独立した指名報酬諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社はジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めた社外取締役候補者の適正性評価を行う任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とすることにより、審議の客観性・透明性を担保し、独立性を確保しております。

【補充原則4 - 11 社外取締役の兼任状況】

取締役の兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて毎年開示を行っております。なお、兼任社数は、当社の業務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる合理的な範囲であります。

【補充原則4 - 14 取締役及び監査等委員が役割及び職責を果たすための支援】

各取締役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名しており、各人の判断において、必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることを原則としていますが、各取締役からトレーニングの要望があった際に、その必要性を確認後、費用については当社が負担しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期の企業価値向上に向け、株主及び投資家の皆様と建設的な対話を積極的に行い、長期的な信頼関係を確保していきたいと考えています。

株主との個別面談については、合理的な範囲で代表取締役社長CEO及びCFO上級執行役員が対応します。

当社では、建設的な対話の前提として、以下のような取組みを行います。

- ・CEOを話者とするアナリスト・機関投資家向け決算説明会や個人投資家向け会社説明会の定期的な開催
- ・決算説明会資料、動画、文字起こしのウェブサイトでの提供
- ・機関投資家との個別面談の実施
- ・個人投資家からの個別質問についてはIR担当者が合理的な範囲で随時回答
- ・決算資料、決算説明会資料、適時開示の英文同時開示

対話を通じて得られた株主の意見や懸念等については、経営判断に役立てるよう適宜、取締役会に報告し、対応を検討しています。

会社情報の開示は、適時開示規程に則り、迅速性、正確性及び公平性を旨として行います。決算発表前はサイレント期間を設定し、機関投資家との対応を控えております。また、社内規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理しております。

ディスクロージャーポリシーについては、当社ホームページに掲載しております。

(<https://globe-ing.com/ir/policy/>)

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(初回)
英文開示の有無 更新	有り

該当項目に関する説明 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営を重要な経営課題の一つと認識しております。特に、株主資本コストを上回る資本収益性を安定的に創出し、成長投資と株主還元の最適なバランスを図ることが、企業価値向上に資すると考えております。

現状認識・評価

当社の2026年5月期第3四半期における自己資本当期純利益率(ROE)は51.1%と、一般的に想定される株主資本コストを大きく上回る水準を維持しております。また、株価純資産倍率(PBR)は8.5倍と、市場から当社の成長性および収益構造が一定程度評価されているものと認識しております。

一方で、当社は自己資本比率774.0%と高い財務健全性を有しており、今後も内部留保の積み上がりが進んだ場合、資本効率の低下を招く可能性がある点については、経営として継続的に認識・検討すべき課題であると考えております。

資本配分・株主還元に関する考え方

当社は、成長投資を最優先としつつも、資本効率の維持・向上および株主価値向上の観点から、株主還元の充実を重要な経営施策の一つとして位置付けております。

この方針のもと、2026年5月期末より年2回の配当を開始するとともに、配当性向30%を目標水準として設定し、業績動向、財務状況および将来の成長投資余力を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な株主還元を実施してまいります。

なお、配当の実施にあたっては、単年度の利益水準のみに依拠することなく、中長期的な収益基盤の強化および資本効率への影響を踏まえた上で、取締役会において慎重に審議・決定しております。

経営管理・モニタリング体制

当社では、ROEをはじめとする資本効率指標や財務指標、ならびに事業別の収益性・成長性について、取締役会および経営会議において継続的なモニタリングを行っております。

これらの指標を踏まえ、既存事業の拡大、新規事業への投資、人的投資および株主還元の水準について、資本コストおよび市場評価を意識した経営判断を行ってまいります。

株主・投資家との対話

当社は、株主・投資家との建設的な対話を通じて、市場との情報の非対称性を緩和し、資本コストの適正化および株価の安定的形成に資することが重要であると認識しております。

IR活動を通じて、当社の成長戦略、収益構造、資本政策および株主還元方針について、定量・定性の両面から説明の充実を図り、市場からの適正な評価の獲得に努めてまいります。

今後も、事業環境や資本市場の変化を踏まえながら、資本コストを上回る資本収益性の維持と持続的な企業価値向上の両立を目指し、資本配分および経営施策の高度化に取り組みしてまいります。

なお、「資本コストや株価を意識した経営」の実践に向けた対応方針については、2026年5月期第3四半期決算説明会より、決算説明資料等を通じて説明を開始しております。

当社ウェブサイトに掲載しております決算説明資料をご参照ください。
(<https://globe-ing.com/ir/presentations/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
EMMA & KEITO株式会社	8,750,000	30.77
輪島 総介	4,940,300	17.37
パーソルクロステクノロジー株式会社	1,875,000	6.59
MSIP CLIENT SECURITIES	1,550,725	5.45
モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社	1,299,245	4.57
株式会社KFV	1,250,000	4.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,056,700	3.72
田中 耕平	983,200	3.46
小寺 拓也	562,500	1.98
大沢 拓巳	500,000	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- ・大株主の状況は、2025年11月30日現在の状況を記載しております。
- ・割合は、自己株式286,800株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米山 恭右	他の会社の出身者													
田村 誠一	他の会社の出身者													
高橋 広敏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山 恭右			コンサルティングファームおよび事業会社における経営者として豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

田村 誠一		コンサルティングファームおよび事業会社における経営者として豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
高橋 広敏		スタートアップ企業から大企業まで幅広い企業ステージを経営者として牽引した豊富な経験を有しており、当社経営に対し有益な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役として選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会に相当する任意の委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会に相当する任意の委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役の指名及び報酬に関する任意の委員会であり、取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成され、その委員長には社外取締役を選任しております。

取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、取締役の指名および報酬決定等について審議し、取締役会に対して答申する体制を構築しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役はそれぞれの専門性を生かし、客観的、中立的な立場から経営全般を監視、監査するとともに、内部監査部門と連携し、必要に応じて業務監査にも参画しております。

また、会計監査人とも、会計監査人監査及び監査役監査各々の実施状況に関して協議・連携するための会議を四半期毎に設け、意見交換をすることにより、内部監査部門、会計監査人及び社外監査役間の情報の共有化・指摘事項のフォローを実施しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本田 雄輔	他の会社の出身者													
細川 琢夫	他の会社の出身者													
西本 俊介	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田 雄輔			公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識に加え、監査役実務を通じて培われた豊富な経験を有しており、これらの知見を活かし当社の監査・監督に貢献頂けると判断したため、社外監査役として選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
細川 琢夫			多くの事業会社における豊富な経営管理の知識や経験を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
西本 俊介			弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外監査役に選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を充たし、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、米山恭右氏、田村誠一氏、高橋広敏氏、本田雄輔氏、細川琢夫氏、西本俊介氏を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値最大化に対する決意及び士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社役職員に企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額内で、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に事前に諮問の上、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートはコーポレート本部が実施しております。取締役会での活発な議論や意見交換が実施されるよう、取締役会資料は、コーポレート本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (a) 取締役会 当社の取締役会は取締役7名(うち、社外取締役3名)で構成され、議長は代表取締役社長CEO 田中耕平が務めております。業務執行の最高意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会に監査役3名(うち、社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。
- (b) 監査役会 当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等により取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会は、監査に関する意見を形成するための協議機関であります。監査役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしております。また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。
- (c) 会計監査人 当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。
- (d) 指名・報酬委員会 当社は、取締役の指名および報酬決定等に係るプロセスの独立性・客観性および説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、社外取締役を主要な構成員とした取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。また、当社は経営人材の継続的な育成、パートナーシップ型経営の実現および特定個人への経営依存の回避を目的として、代表取締役の輪番制を採用しております。当該制度の運用にあたっては、代表取締役の連続就任期間を原則として3期(3回)を上限とし、取締役全員の同意がある場合に限り1期延長(最大4期)を可能とする枠組みとしております。また、代表取締役は原則として2名体制とし、両名が同時に交代することのない体制を前提としております。
- 代表取締役候補者は、取締役、上級執行役員、シニアパートナー等の経営人材を主な対象として選定され、候補者の適格性については指名・報酬委員会において審議を行ったうえで、取締役会が最終決定を行うこととしております。なお、当該制度は候補者選定の枠組みを定めたものであり、代表取締役の選任は、指名・報酬委員会による客観的な審査・提言を経たうえで、取締役会が最終的に決定する仕組みとしております。
- (e) コンプライアンス委員会・リスク管理委員会 当社は、リスクマネジメント体制を強化するためにリスク管理委員会、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス委員会を設置しております。両委員会とも委員長は代表取締役の互選によって選定された者が務め、コーポレート本部長(COO上級執行役員)及び委員長が指名する者が委員を務めております。コンプライアンス事案、リスク事案が発生した都度、速やかに開催されており、倫理・コンプライアンスに対する意識の向上及び様々なリスクに対する対応策及びリスクの顕在化に対する再発防止策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。また、社員等の懲戒処分を実施する際に設置する懲戒委員会は、代表取締役、取締役、懲戒対象者の所属する部門の責任者及び人事責任者で構成されており、コンプライアンス委員会又はリスク管理委員会で審議された内容を基に、懲戒判断を行うこととし、懲戒処分を行うに際して不公正な取扱いをなさない仕組みを担保しております。

COO職は社内上の呼称であり、事業執行の最高責任者を意味するものではなく、「組織・オペレーションの高度化」を目的とした業務オペレーションにおける最高責任者としての役割を担います。具体的には、採用戦略、人事評価制度、人事処遇制度、ブランディング、業務プロセス改革等、全社的な経営基盤および組織運営の高度化に関する企画・推進を主な職務としております。なお、当社における事業執行責任は各事業部門の責任者が担っており、COOは個別事業の執行責任者としての役割は有しておりません。また、コーポレート本部における日常的な実務オペレーション、財務管理、IR、開示統制等についてはCFO上級執行役員が担当しており、職務分担および決裁権限の分散により、コーポレート部門における内部牽制が機能する体制としております。

- (f) 内部監査室 当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。
- (g) 経営戦略会議 当社は、経営に関する重要事項について審議するため、常勤取締役、上級執行役員及び各本部長で構成される経営戦略会議を設置しております。経営戦略会議は原則として月2回開催され、経営執行の基本方針、財務及び経理に関する事項、その他経営に関する重要事項の審議及び検討を行っております。
- (h) 責任限定契約 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、会社法上の機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社は、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に組織的に十分牽制の効く企業統治の体制を採用しております。独立社外取締役を中心に構成する指名・報酬委員会を任意の機関として設置することにより、経営に対する監督機能を強化することを企図しております。

また、有効な内部統制を構築するために内部監査室を設置し、リスクマネジメント体制を強化するためにリスク管理委員会、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言を頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。当社は、取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性及び健全性を高め、さらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。
電磁的方法による議決権の行使	2025年5月期の定時株主総会より採用しております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2025年5月期の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2025年5月期の定時株主総会より、招集通知の英訳につき、当社ホームページ及び東京証券取引所の東証上場会社情報サービスにWeb開示いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を随時、開催しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算後説明会後に海外の機関投資家と個別のIR面談を実施しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下当社ウェブサイトにおいて掲載しております。 https://globe-ing.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部に、財務経理・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスを企業活動の大前提とし、役職員がとるべき行動指針としてコンプライアンス基本方針を定めており、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。なお、サステナビリティに関する取り組みに関しては有価証券報告書の「2[サステナビリティに関する考え方及び取組]」の項目に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として適時開示規程を定めております。また、決算説明会の開催や当社ウェブサイトでの発信等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2023年9月の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りの方針を以下の通り定め、体制整備を図っております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 反社会的勢力の排除に関する体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社の子会社において反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、2022年11月に「反社会的勢力対策規程」を制定、2024年3月に実際の運営内容を拡充させ、改訂版を制定しています。
「当社および子会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」を基本方針とし、取引先が反社会的勢力ではないことの確認については、コーポレート本部にて随時チェックする体制を確立しています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制を参考資料として添付しております。

株主総会

選任・解任

選任・解任

選任・解任

取締役会

監査役会

会計監査人

諮問
↓
答申
↑

諮問
↓
答申
↑

監査役
監査

連携

経営戦略会議

指名・報酬委員会

選任・解任

連携

連携

招集

代表取締役社長

内部監査室

報告

会計監査

指揮命令

報告

所管

リスク管理委員会
コンプライアンス委員会

管理

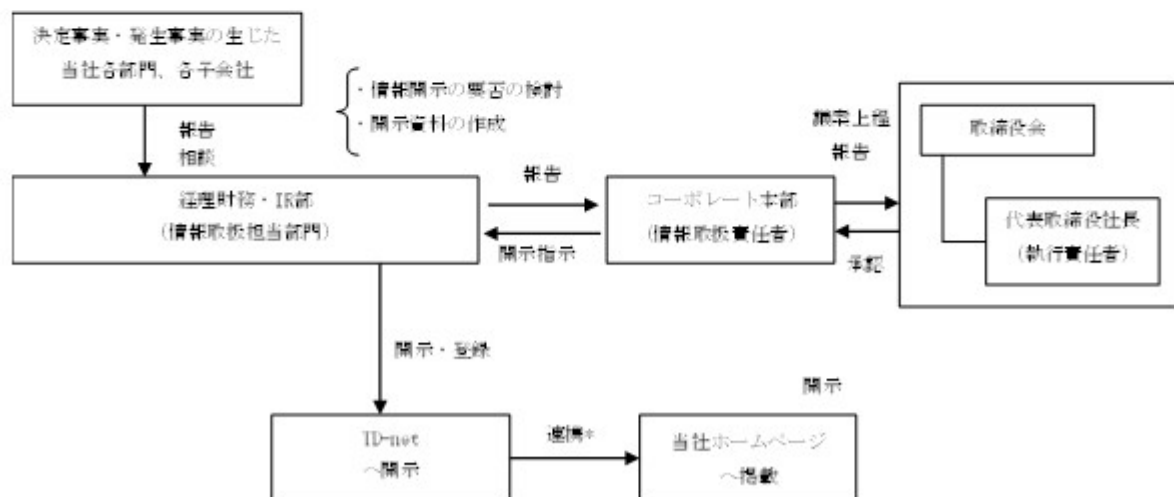
内部監査

各部門、グループ各社

<決算情報>



<発生日実・決定事実>



* 宝印刷株式会社が提供するWisLabo Libraryにより連携